

28消安第1551号  
28農会第321号  
28林整研第128号  
環自野発第1608196号  
平成28年8月19日

関係団体等の長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

林野庁長官

環境省自然環境局長

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種  
使用規程の承認の申請について」の一部改正について

今般、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知）の一部を別紙のとおり改正しましたので、御了知願います。

(別紙)

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第2 申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による意見聴取</p> <p>提出された申請書等について、法第4条第4項に規定する意見を聴くに当たっては、施行規則第10条の規定に基づき公表された名簿に記載されている学識経験者(以下「学識経験者」という。)で構成される会議(以下「会議」という。)を開催することとし、<u>会議において集約された意見をもって、同項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。</u></p> <p>なお、会議は農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長が開催する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2 申請の手続等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学識経験者による意見聴取</p> <p>提出された申請書等について、法第4条第4項に規定する意見を聴くに当たっては、施行規則第10条の規定に基づき公表された名簿に記載されている学識経験者(以下「学識経験者」という。)で構成される会議(以下「会議」という。)を開催することとする。</p> <p>なお、会議は農林水産省農林水産技術会議事務局長及び環境省自然環境局長が開催する。</p> <p>3～5 (略)</p>